
非常時事業者間ローミング発動時の品質について

事業者間検討WG

2025/3/27

非常時における事業者間ローミングの提供について

非常時における事業者間ローミングは、契約先の通信事業者（被災事業者）が大規模災害や通信事故等の影響を受け、通信サービスを利用できなくなった者に対して、同エリアを提供している他事業者（救済事業者）が、自社設備の空きリソース等を活用して救済するものとなります。

非常時における事業者間ローミング発動時に、どれくらいの通信速度であれば上述リソース内で提供か可能か？最低限利用できるレベルを維持できるか？等を検討しましたのでご報告いたします。

■ 非常時における事業者間ローミング等に関する検討会 第1次報告書（令和4年12月）

【2-5 救済事業者における設備容量逼迫への対処】 ※抜粋

- ローミング実施時に懸念される救済事業者側の設備容量逼迫については、作業班において、設備の障害発生部位等に基づく「運用ルールのパターン分け」に関する精密な検討を行い、運用ルールを策定する。
- 救済事業者は既存の設備容量を前提として事業者間ローミングに取り組むこととし、その際、救済事業者が設備容量逼迫に適切に対処できるようにするため、必要に応じて、利用者（Visitor）の一般の通信に対する通信規制を適切に措置できる運用ルールを策定する。

https://www.soumu.go.jp/main_content/000852443.pdf

検討概要と結果

■ 検討前提

最低限維持すべき品質について以下条件から、送受信時最大 ①128kbps、②300kbps の2パターンで試算を実施。非常時における事業者間ローミング発動時に、現在の各社網リソースでの対応可否を判断。

【条件設定理由】

- ・ 従前の契約帯域超過後の速度制限では、各社 128Kbps規制として提供
- ・ 非常時を想定した副回線サービス（個人向け）では、送受信時最大300kbps として提供
- ・ 最低限、維持すべきレベルとして、音声は勿論、二段階認証などSMS等簡単なテキストのやり取りに対応できる速度

■ 試算方法・試算結果

過去障害・災害をサンプルとして、影響ユーザ数および各社リソースから、通信速度毎に収容可否を判断。

【結果】

- ・ パターン①,②共に、複数の救済事業者による収容分散+ある程度のACB per PLMN規制等のオペレーションにより自社契約利用者に影響を出さず、提供可能。
- ・ 但し、特定の救済事業者に偏って収容されてしまった場合等、品質維持のため、救済対象端末に対して非常に高いレベルでのACB per PLMN規制を掛ける必要となるため、体感品質として非常に低い値となる可能性有。

■ 検討結果

- ・ 現時点で、非常時における事業者間ローミング発動時に提供できる通信速度を、送受信時最大300kbpsと目標設定する。但し、上述条件等により、実現困難となる場合もあるため、今後の実機等を用いた検証等の中で明確にしていく。
- ・ 更に、「非常時における事業者間ローミング」のサービス提供開始以降の実績値等を見ながら、提供品質／規制解除レベルを含め、増速の可能性を含め、適宜見直しを行うものとする。

TCA

一般社団法人 電気通信事業者協会
Telecommunications Carriers Association